

制限付一般競争入札参加資格審査申請の受付について

次の工事請負契約案件について、制限付一般競争入札を実施する。

当該入札に関する入札参加資格及び必要な事項については、葛飾区制限付一般競争入札実施要綱に定めるほか、次のとおりとする。

令和 8 年 9 月 16 日

葛飾区契約担当者

第 1 対象工事及び入札方法等

1 件名	上平井小学校昇降機設備改修工事
2 予定価格	4,788 万 3,000 円（消費税及び地方消費税込み）
3 入札方法	・施工能力審査型総合評価一般競争入札 ※ 施工能力審査内容及び落札者決定基準は、別紙のとおり ・制限付一般競争入札
4 入札の成立	最低入札参加者数は 2 者とする。
5 入札保証金	免除
6 契約保証金	契約金額の 100 分の 10 以上 ※ 葛飾区を被保険者とした契約金額の 10% の定額てん補条件の履行保証保険に加入するか、同等の価値の契約保証金に代わる担保を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。
7 停止条件	・あり 次の関連工事の落札者が決定できない場合、本工事の落札者決定を行わない。 () ・ なし

第 2 入札参加に必要な資格等

1 登録業種	エレベーター
2 構成	・ 単体のみ ・ J V のみ (2 者 J V ・ 3 者 J V) ・ 混合 (単体 ・ 2 者 J V ・ 3 者 J V) ※ J V とは、工事毎に結成する特定建設工事共同企業体をいう。以下同じ。
3 所在地要件	・ 区内業者に限る。 ※ 葛飾区における競争入札参加者の選定に係る区内業者等の認定基準で定める認定基準を満たしていること。 なし

4 格付	・上記登録業種に係る独自格付がA又はB ・上記登録業種に係る共同格付がC以上 ・上記登録業種に係る順位格付が●位以内 ・ なし	
5 JVの構成	2者JV	独自格付Aと独自格付A
		独自格付Aと独自格付B
		共同格付C以上の2者
		順位格付が付与されている2者(順位格付が上位の者を代表者とする事。)
	3者JV	独自格付Aと独自格付Aと独自格付A
		独自格付Aと独自格付Aと独自格付B
		独自格付Aと独自格付Bと独自格付B
		共同格付C以上の3者
		順位格付が付与されている3者(順位格付が最上位の者を代表者とする事。)
6 JVの出資比率	2者JV	1者につき30%以上
	3者JV	1者につき20%以上
7 完成工事経歴	・区内業者は、工事1件の金額が予定価格の3分の1以上の工事の実績を有すること。 ・区外業者は、工事1件の金額が予定価格以上の工事の実績を有すること。 ・JVの場合は、構成員の最高完成工事経歴の合算額が予定価格の●分の1以上とする。 ※ 官公署、公社及び公団等（印紙税法別表第2に記載のある非課税法人等で、受注当時の組織形態が該当するものを含む。「建設工事等競争入札参加資格申請の手引き」34ページ・35ページ参照）から直接請け負った工事であること。 ※ 公告日の前7年間に完成した工事であること。 ※ 上記「1 登録業種」に記載の業種の工事であること。	
8 技術者の専任義務	専任 ・ 兼任可 ※ 技術者の専任・兼任の区分については、履行確保に関する基準第3条の規定による。 ※ 配置予定の監理技術者が他の工事を兼任する場合は、建設業法第26条第3項第1号又は第2号の適用を受ける監理技術者を配置すること ※ 配置予定の主任技術者が他の工事を兼任する場合は、建設業法第26条第3項第1号又は同法施行令第27条第2項の適用を受ける主任技術者を配置すること	
9 その他	・葛飾区契約事務規則第6条で規定する資格のほか、葛飾区制限付一般競争入札実施要綱第5条各号に規定する要件を満たすこと。	

	・全ての税について滞納がないこと。
--	-------------------

第3 申請方法及び提出書類

1 申請方法	・電子調達の電子入札サービスから一般競争入札参加資格確認申請書を送信すること。 ・J Vの場合は、代表者の入札参加資格登録を用いて、電子調達の電子入札サービスから一般競争入札参加資格確認申請書を送信すること。
2 提出書類 (※ J Vの場合は、構成員全て)	・完成工事経歴書 ※ 上記「第2 入札参加に必要な資格等」の「7 最高完成工事経歴」を満たすもの（J Vの場合は、構成員の最高完成工事経歴の合算額が予定価格の3分の1以上であること。） ・完成工事経歴書に記載した工事の契約書の写し ・施工能力評価点申告書及び同申告書に記載した実績が確認できるもの ・配置予定の技術者が保有する資格が確認できるもの ※ 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し ※ 主任技術者の場合は、対象工事に対応する資格を証するものの写し ・配置予定の技術者を本件公告日の3か月以上前から直接的かつ恒常的に雇用していることが確認できるもの
3 J V 提出書類	・建設工事共同請負入札参加資格審査申込書 ・特定建設工事共同企業体協定書（葛飾区様式）の写し ・委任状 ・各構成員の入札参加資格審査申請書
4 提出方法	・一般競争入札参加資格確認申請書の送信の際に上記提出書類の電子データを添付するか、郵送等により提出すること（窓口への持参は不可）。 ※ 電子データは、Microsoft Word 又は Excel、若しくは PDF 形式に限る。 ※ 郵送等による提出先は、「〒124-8555 葛飾区総務部契約管財課契約係宛て」 ※ J Vの場合は、代表者が構成員分を取りまとめの上提出すること。
5 申請期限	令和8年9月25日（金）17時 ※ 一般競争入札参加資格確認申請書送信期限
6 提出期限	令和8年9月28日（月）必着 ※ 郵送等により書類を提出する場合

第4 入札方法等

1 資格確認通知発行	令和8年10月2日（金） ※ J Vの場合は、代表者宛てに別途通知する。
2 設計図書の配付	・電子調達の電子入札サービスによる配付 ・ クラウドストレージサービスBoxによる配付
3 入札方法	・電子調達の電子入札サービスによる。 ※ J Vの場合は、共同企業体名の入札書を別途作成し、添付すること。添付がない入札書は無効とする。入札書の様式は、代表者宛てに送付する。
4 入札期限	令和8年10月20日（火）正午
5 開札日時	令和8年10月20日（火）13時30分
6 調査制度	低入札価格調査制度対象
7 調査期限	令和 年 月 日（ ）

第5 入札参加資格の除外

・一般競争入札参加資格確認結果通知後に入札参加資格の要件を満たさなくなった場合、入札に参加することはできない。 ・関係会社に該当する入札参加申請は、全て無効とする。ただし、入札参加申請期限までに、関係会社に該当する者のうち、1者を除く全ての者が申請の取下げをした場合は、残る1者の申請は有効とする。 ・単体で入札参加申請した者は、J Vの構成員として入札参加申請することはできない。 ・J Vの構成員として入札参加申請した者は、単体又は別のJ Vの構成員として入札参加申請することはできない。 ・一般競争入札参加資格確認結果通知後に入札参加資格の要件を満たさなくなったJ Vの構成員がいる場合、当該J Vは入札に参加することはできない。 ・J Vの構成員として申請した会社の関係会社は、別のJ Vの構成員として入札に参加することはできない。 ・J Vの構成員として申請した会社の関係会社が別のJ Vの構成員として入札参加申請を行った場合、両J Vの入札参加申請を無効とする。 ・関係会社で構成するJ V及び関係会社を含むJ Vは可とする。 ※ 関係会社とは、「建設工事等競争入札参加資格申請の手引き」42ページから43ページに記載の「関係会社の定義」、「親会社、子会社の定義」及び「役員の定義」による。

第6 その他

・入札に際しては、葛飾区が定めた入札心得書の内容をよく確認すること。 ・入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに文書により申し出ること。 ※ 入札の辞退を理由として、以後の入札に不利益な扱いを受けないものとする。

第 7 議会の議決に付すべき契約

- ☒ 該当
- ☐ 非該当

参考

葛飾区制限付一般競争入札実施要綱（抜粋）

（入札参加資格）

第 5 条 制限付一般競争入札に参加することができる者は、規則第 6 条に定める資格を有する者のほか、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- （1） 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、葛飾区に建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格があり、対象となる契約の業種に登録があること。
- （2） 区内業者等であること。ただし、入札参加資格を満たす区内業者等が第 8 条に規定する入札参加者数に足りないことが明らかである場合は、本店又は営業所の所在地が東京都内にあることとする。
- （3） 政令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- （4） 葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 399 号区長決裁）に基づく指名停止又は指名保留期間中でないこと。
- （5） 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 10 月 29 日 24 葛総契第 539 号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- （6） 公告日前 2 年間に銀行取引停止等、経営不振の状況にないこと。
- （7） 葛飾区の工事成績評定点のうち、最直近のものが 60 点未満でないこと。
- （8） 前各号に定めるもののほか、入札案件ごとに必要な資格は公告で定める。